

○平成 27 年度新宿区臨時福祉給付金給付事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、消費税率の引上げに際して区民に対する適切な配慮を行うため、臨時的な措置として平成 27 年度に実施する給付事業に関し必要な事項を定めることにより、区民に与えるその負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時福祉給付金 前条に規定する目的を達成するため、新宿区（以下「区」という。）が給付する給付金をいう。
- (2) 給付対象者 別表に定める基準により、臨時福祉給付金の給付対象となる者をいう。
- (3) 給付申請 第 6 条第 1 項の規定による申請（区長が認めた場合において行われる同条第 2 項の規定による申請を含む。）をいう。
- (4) 申請・受給者 第 6 条第 1 項の規定により給付申請を行うものとされた者（区長が認めた場合において、同条第 2 項の規定により給付申請を行う者を含む。）をいう。

(臨時福祉給付金の給付)

第 3 条 区は、この要綱に定めるところにより、臨時福祉給付金を給付する。

(給付額)

第 4 条 臨時福祉給付金の給付額は、給付対象者 1 人につき 6, 0 0 0 円とする。

(給付申請の受付開始日及び期限)

第 5 条 給付申請の受付は、次条第 3 項各号に掲げる方式ごとに、区長が別に定める日から開始する。

- 2 給付申請の期限は、前項の規定により定められた日のうち最も早い日から 3 か月間とする。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、これを 6 か月間まで延長することができる。

(給付申請及び給付方式)

第 6 条 給付対象者の属する世帯の世帯主又は給付対象者を扶養親族若しくは控除対象配偶者として当該世帯の生計を維持する者は、当該世帯に係る臨時福祉給付金について給付を受けようとするときは、区長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）により区長に申請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、給付対象者は、区長が認めた場合においては、自らの臨時福祉給付金の給付について、申請書により区長に申請することができる。
- 3 給付申請及び臨時福祉給付金の給付の方法は、次の各号のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式については、申請・受給者が金融機関に口座を開設していない場合、申請・受給者が金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による給付が困難な場合に限るものとする。
  - (1) 郵送申請方式（申請・受給者が申請書を郵送により区長に提出し、区が申請・受給者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
  - (2) 窓口申請方式（申請・受給者が申請書を区の窓口において区長に提出し、区が申請・受給者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
  - (3) 窓口現金受領方式（申請・受給者が申請書を郵送により、又は区の窓口において区長に提出し、区が区の窓口で現金を交付することにより給付する方式をいう。）
- 4 区長は、給付申請を受ける際、申請・受給者に対して、必要に応じ公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請・受給者本人による給付申請であることを確認するものとする。

（代理による給付申請）

第7条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、申請・受給者に代わり代理により給付申請を行うことができる。

- (1) 平成27年1月1日（以下「基準日」という。）において、申請・受給者の属する世帯を構成する者
  - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
  - (3) 親族その他の平素から申請・受給者本人の身の回りの世話をしている者等で区長が特に認める者
- 2 前項の規定による代理による給付申請を行う代理人（同項第2号に掲げる者を除く。）は、申請書に加え、委任状の提出（申請書の委任欄への記載を含む。）を行うものとする。
  - 3 区長は、第1項の規定による代理による給付申請を受ける際、代理人に対して、必要に応じ公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該代理人本人による給付申請であることを確認するものとする。
  - 4 区長は、代理人が、第1項第1号に掲げる者にあつては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号に掲げる者にあつては区長が別に定める方法により、その代理権を確認するものとする。

（給付の決定）

第8条 区長は、給付申請を受けたときは、速やかにその内容を確認し、給付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、別表第1項第4号に規定する児童等について、当該児童等分の臨時福祉給付金につき同号アに規定する保護者から給付申請があったとき（区において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の給付申請について、給付を可とする決定に係る通知（以下「給付決定通知」という。）が既に行われている場合を除く。）は、給付を否とする決定を行うものとする。
- 3 第1項の場合において、別表第1項第5号に規定する者が同号に規定する申出を行ったとき（当該申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市区町村に到達した時点で、当該臨時福祉給付金の給付申請について、給付決定通知が既に行われている場合を除く。）は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から給付申請があった場合でも、給付を否とする決定を行うものとする。
- 4 第1項の場合において、別表第6項に規定する者について、当該者分の臨時福祉給付金につき同項に規定する養護者から給付申請があったとき（区において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の給付申請について、給付決定通知が既に行われている場合を除く。）は、給付を否とする決定を行うものとする。

（事業概要の周知）

第9条 区長は、この要綱に基づく給付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、給付申請の受付開始日及び方法等の当該事業の概要について、区広報への掲載その他の方法により区民へ周知するものとする。

（給付申請が行われなかった場合等の取扱い）

- 第10条 区長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第5条第2項に規定する期限までに給付申請が行われなかった場合の取扱いについては、当該給付申請を行うことの辞退があったものとみなす。
- 2 区長が第8条第1項の規定により給付を可とする決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、区長がその確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われない場合その他給付申請を行った者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合の取扱いについては、当該給付申請の取り下げがあったものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 区長は、臨時福祉給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しなかったことが判明した者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の給付を受けた者に対し、当該臨時福祉給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の給付を受ける権利は、他人に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

### 別表（第2条関係）

- 1 臨時福祉給付金は、第1号から第5号までのいずれかの要件に該当し、かつ、第6号に掲げる要件に該当する者（他の市区町村において臨時福祉給付金が給付される者を除く。）に給付する。
  - (1) 基準日において、区の住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次号において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次号において同じ。）を区長に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次号において同じ。）が基準日の翌日以降である転入届（同項の規定による届出をいう。次号において同じ。）をいずれかの市区町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの
  - (3) 基準日以前に、住基法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて区の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市区町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以降である転入届を区長へ行った者を除く。）
  - (4) 基準日において、いずれかの市区町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、

日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市区町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次号において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成9年1月3日以降に生まれた者）をいう。）及び当該児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成7年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が区の区域内に所在しているもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所してい

る児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 基準日において、いずれかの市区町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に区の区域内に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、基準日において区にその住民票を移しておらず、新宿区DV避難者に対する臨時福祉給付金の給付に係る事前手続等を定める要綱（25新総総第2540号。以下「事前手続要綱」という。）第3条第2項に規定する要件を満たしており、事前手続要綱の規定によりその旨を区長に申し出たもの

(6) 平成27年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は区の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、基準日において、次の各号のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、基準日に保護が停止されていた者及び平成27年1月2日から10月1日までの間（以下「特定期間」という。）に保護が廃止又は停止された者を除く。）

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下この項において「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び特定期間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）

(3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この項において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び特定期間に援護加算の認定を廃止され、

又は停止された者を除く。)

- (4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この項において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていたとき及び特定期間に援護が廃止され、又は停止されたときを除く。）
- 3 第1項の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の給付が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を給付しない。
- 4 基準日において第1項第4号アからカまでのいずれかに該当する児童等については、同項第6号の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、同項第4号ウ、エ又はカに該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この項において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この項において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- 5 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において区にその住民票を移しておらず、事前手続要綱第3条第2項に規定する要件を満たしており、事前手続要綱の規定によりその旨を区長に申し出たものについては、第1項第6号の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の給付に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。
- 6 基準日において、次の各号のいずれかに該当する者については、第1項第6号の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 高齢者（基準日において65歳以上の者（昭和25年1月2日以前に生まれた者）をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以

内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)